平成３０年（フ）第３０８５号
東京都清瀬市梅園３丁目17―24―206
債務者　野口　和弘
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０８６号
東京都杉並区荻窪４丁目28―14―104
債務者　新濱多加子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０８９号
東京都中央区佃２丁目２―11―1505
債務者　小野寺順子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９０号
東京都東村山市美住町１丁目３番地美住町１丁目第２アパート２―205
債務者　堀内真理子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４４４号
横浜市鶴見区矢向４丁目28番２号　ヒルズ矢向203
債務者　上遠野祐介
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４１６号
東京都東村山市野口町２丁目14番地１野口町２丁目アパート３―404
債務者　昆　　夏希（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４３６号
東京都西東京市田無町３丁目９番７―602号
債務者　塚田あゆみ
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第８５９号
神奈川県藤沢市亀井野1085番地の１　アラク六会503号
債務者　立石　　光
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２９４７号
東京都足立区千住旭町36―５　パールハイツⅡ105
債務者　佐藤ロサリオこと　サトウ　ロサリオコルティニィアス
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０６２号
東京都世田谷区野沢１丁目13―11―201
債務者　井手　雅彦
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７１７号
横浜市鶴見区元宮１丁目５番３号　コーポ元宮202
債務者　川口　滋弥
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

免責許可決定

平成２９年（フ）第１３２号
奈良県北葛城郡王寺町久度５丁目３番10―102号、前住所奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西３丁目３番25号
破産者　田中　正雄
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
奈良県宇陀市大字陀出新1809番地の１、前住所奈良県桜井市大字脇本735番地の13
破産者　まほろばこと　永井　伸也
1　決定年月日　平成30年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２８１号
奈良県大和高田市大字有井140番地３　メゾン幸福荘、前住所奈良県大和高田市内本町９番２号
破産者　理容ツジこと　辻　　伸五
1　決定年月日　平成30年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第９号
栃木県佐野市赤坂町297番地１　赤坂アーバンライフＢ―102
破産者　安里　文伸
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第１０号
栃木県佐野市赤坂町297番地１　赤坂アーバンライフＢ―102
破産者　安里　晴美（旧姓坂本）
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部